

○姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

令和6年3月21日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例（令和6年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第4条第1項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した墓地等の設置等計画書により行うものとする。

- (1) 墓地等を新設し、変更し又は廃止しようとする目的
- (2) 申請予定者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び連絡先
- (3) 墓地等の名称及び所在地
- (4) 墓地等の種別
- (5) 墓地にあっては、埋葬の有無
- (6) 墓地等の敷地の所在地番、地目、地積及び所有者
- (7) 墓地等の使用対象者
- (8) 墓地等の管理体制（墓地等の管理を第三者に委託する場合にあっては、委託する業務の内容及び受託者の名称又は氏名）
- (9) 墓所又は焼骨を収蔵する区画の数、火葬炉の性能その他の墓地等の構造設備の概要
- (10) 工事の期間及び施工者
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 墓地等の設置等計画書には、次に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 宗教法人にあっては規約、認可地縁団体にあっては規則の写し

- (2) 宗教法人にあつては、その登記事項証明書
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書、字限図及び求積図
- (4) 設置等計画に係る資金計画書及び収支計画書
- (5) 墓地又は納骨堂の使用に係る規約、契約書その他の書類
- (6) 墓地等の区域を明らかにする図面
- (7) 墓地又は納骨堂にあつては周囲 110メートル以内、火葬場にあつては周囲 220メートル以内のそれぞれの付近見取図
- (8) 墓地等の構造設備を明らかにした書類又は図面
- (9) 墓地にあつては墓所の配置、納骨堂にあつては焼骨を収蔵する区画の配置
- (10) 墓地又は納骨堂にあつては、使用予定者
- (11) 墓地又は納骨堂の変更（縮小に係るものに限る。）又は廃止に係る申請にあつては、改葬が完了したことを明らかにした書類
- (12) その他市長が必要と認める図書  
(標識)

第3条 条例第5条第1項の規定により設置する標識は、縦59センチメートル以上、横84センチメートル以上の大きさとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 前条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる事項
- (2) 標識の設置日
- (3) 条例第6条第1項の規定による説明の実施方法

2 条例第5条第3項の規定による届出は、標識の設置状況を示す写真を添付して行うものとする。

(周辺住民等への説明)

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する区域の全部又は一部をその対象区域とする自治会の代表者及び役員とする。ただし、市長が必要でないと認める場合は、この限りでない。

2 条例第6条第1項の規定による説明は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定により設置等計画について説明を行わなければならない

い者（以下この条において「周辺住民等」という。）を対象とする説明会を開催する方法。この場合において、申請予定者は、説明会を開催する日の7日前までに、当該説明会の日時、開催場所等を記載した書類を配布することによって周辺住民等に周知するものとする。

(2) 周辺住民等を戸別に訪問し、説明する方法

3 条例第6条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書に周辺住民等への説明に使用した図書を添付して行うものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事項

(2) 周辺住民等の氏名

(3) 説明の方法（説明会を開催した場合にあっては、その日時及び開催場所並びに周知方法）

(4) 説明の内容

(5) 周辺住民等からの意見、要望等の内容及びそれに対する申請予定者の対応内容

(6) その他市長が必要と認める事項

（許可の申請）

第5条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）

第10条の規定による許可を申請しようとする者は、第2条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項各号に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、条例第4条第1項の規定による協議において提出した内容に変更がない図書にあっては、添付を省略することができる。

（完了検査等）

第6条 条例第15条第1項の規定による申請は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、市長が必要でないとして認めるものにあっては、添付を省略することができる。

(1) 墓地等の写真及び構造設備の詳細を確認することができる図面

(2) 納骨堂又は火葬場となる建物の登記事項証明書

(3) その他市長が必要と認める図書

（みなし許可の届出）

第7条 条例第16条第1項の規定による届出は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 法第11条の規定により許可があったものとみなされる事業に係る認可又は承認に係る書類の写し
- (2) 墓地又は火葬場の施工に関する図面
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 条例第16条第2項の規定による届出は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、市長が必要でないとするものについては、添付を省略することができる。

- (1) 墓地又は火葬場の写真及び構造設備の詳細を確認することができる図面
- (2) 墓地にあつては敷地、火葬場にあつては敷地及び建物の登記事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(変更の届出)

第8条 条例第17条の規定による届出は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付して行うものとする。

- (1) 条例第17条第2号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書（宗教法人に限る。）
- (2) 条例第17条第4号に掲げる事項 次に掲げる図書
  - ア 構造設備基準を確認することができる図面及び写真
  - イ 墓所の数又は焼骨を収蔵する区画の数にあつては、次に掲げる図書
    - (7) 埋葬又は焼骨の埋蔵若しくは収蔵に係る区画の配置の状況が分かる図書
    - (イ) 変更する根拠を示す書類
    - (7) その他市長が必要と認める図書

2 条例第17条第5号に規定する規則で定める事項は、墓地等の管理を委託する場合における当該委託に係る業務の内容及び受託者の名称又は氏名とする。

(立入検査をする職員)

第9条 条例第19条第1項の規定による立入検査は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第10条に規定する環境衛生監視員に行わ

せるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)

2 姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成8年姫路市規則第13号）は、  
廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にされたこの規則による廃止前の姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条から第4条までの規定による申請であって、この規則の施行の際、法第10条の規定による許可をするかどうかの処分がされていないものに係る当該処分については、なお従前の例による。